

## 菊川市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であつて、市民(住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者をいう。次号及び第12条において同じ。)であるものをいう。
- (3) 市民等 市民及び市内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関等 国、静岡県、警察その他の関係機関、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の関係する者をいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないよう、二次的被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

3 市は、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するに当たっては、二次的被害及び再被害が生ずることのないよう、犯罪被害者等のプライバシー及び個人情報の保護について十分配慮しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(総合支援窓口の設置)

第7条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようになるため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連絡調整を行う等必要な支援を行うものとする。

(見舞金の支給)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、被害の程度に応じた見舞金（以下この条において「見舞金」という。）を支給するものとする。

2 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請し、その決定を受けなければならない。

3 偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けていた者又は見舞金の支給を受けた者で第14条の規定により支援を行わないこととされたものは、当該見舞金を市に返還しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(日常生活等の支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 犯罪被害者等が移動する場合において、必要があると認めるときは、その申出により、その移動に付き添うこと。

(2) 犯罪被害者等がその支援に関する申請等を行う場合において、必要があると認めるときは、その申出により、その手続を補助すること。

(3) 犯罪被害者等が生活又は就業する上で必要であると認める物品をその申出により貸与すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要と認める支援を行うこと。

2 前条第3項の規定は、前項第3号の規定による物品の貸与について準用する。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けないようにするため、市営住宅（菊川市営住宅条例（平成17年菊川市条例第119号）第2条第3号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な住居の確保等に必要な情報の提供等必要な支援を行うものとする。

(市民以外の犯罪等により害を被った者への支援)

第12条 市は、市民以外の者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第8条に規定する支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、市民等及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生の防止の重要性、犯罪被害者等の支援のための施策等について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第14条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。